

監 査 公 表

静岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和5年8月8日

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 畑 田 響

同 後 藤 哲 朗

記

令和3年度行政監査（テーマ監査）

- 1 検査に関する不適切な規定について〔戸籍管理課（証明交付センター移行に伴う戸籍システム改修業務）〕

【指摘事項】

地方自治法第234条の2では、契約を締結した場合、その契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされており、市の契約において準用することとされている政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条では、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に給付の完了の確認又は検査を行わなければならないとされている。

しかし、契約書第5条第2項を見ると、契約目的物の納入は、市の検査に合格したときをもって完了したものとすると規定されているものの、契約目的物の納入後10日以内に検査がなされない場合には検査に合格したものとみなすと規定されている。

このことは、市が10日以内に検査をしないこと、また、検査が実施されていないにもかかわらず検査に合格したこととすることを容認するかのような規定となっており、契約の適正な履行を目的とした地方自治法第234条の2及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条の規定が遵守されない状況が起こり得るものであった。

【措置の状況】

本件は、標準契約書には検査期限について明記がなかったため、契約相手方から、期限までに検査がなされない場合について指摘部分の追記を要望され、これを当課が了承したことによるものです。

当該契約に基づく検査については、地方自治法及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定を遵守し、契約目的物の納入後10日以内の検査実施及び完了の確認を行った上で支払いを行っていることを確認しました。

当該指摘を受け、令和4年度の全ての契約に対し、漫然と以前の契約書や他の契約書の複製を利用することなく、各係長及び承認者全員が業務内容に対応した契約書となっていることを確認するよう改めて周知徹底しました。また、職員が業務内容を理解し、常に新たな契約として法令等に遵守しているか共通認識を徹底するため、対策をリスクチェックシート（No. 52）に記載し、課員全員参加の意識合わせを実施することで、同様の不備の発生を事前に防止する体制を整えました。

加えて、指摘のあった契約相手と令和4年度に別途戸籍システムの改修業務を締結する必要があったため、契約相手と協議の上、10日以内に検査を行うよう改めた契約書を取り交わしました。

2 契約目的物に関する規定について〔戸籍管理課（証明交付センター移行に伴う戸籍システム改修業務）〕

【指摘事項】

この契約は、プログラムの改修業務を委託するものであるが、参考にした標準契約書がプログラム開発のものではなく業務の電算処理のものを使用していたものと思われる。そのため、契約書第2条第2号に規定する契約目的物も「この契約に基づき乙が電子計算組織により処理又は作成し、納入しなければならない帳票、磁気記録データ等」となっており、委託業務の内容と合わないものになっていた。また、仕様書の納品物ともその内容に齟齬があった。

【措置の状況】

本件は、担当者はプログラム開発の標準契約書があることを承知していたものの、業務内容を十分に確認せず誤って電算処理の標準契約書を使用したことによるものです。加えて契約事務を包括的に組織でチェックする執行管理体制の不備も要因の一つと考えております。

対応としては、契約書第2条第2号で規定する契約目的物は、受託業者と協議し仕様書に定めた納品物とすることとしました。

当該指摘を受け、令和4年度の全ての契約に対し、漫然と以前の契約書や他の契約書の複製を利用することなく、各係長及び承認者全員が業務内容に対応した契約書となっていることを確認するよう改めて周知徹底しました。また、職員が業務内容を理解し、常に新たな契約として法令等に遵守しているか共通認識を徹底するため、対策をリスクチェックシート（No. 52）に記載し、課員全員参加の意識合わせを実施することで、同様の不備の発生を事前に防止する体制を整えました。

3 変更契約書における仕様書の記載事項について〔日本平動物園（日本平動物園大型動物導入に関する原産国調査業務）〕

【指摘事項】

変更契約書第1項では、「原契約第3条第1号中（1）別紙1仕様書を別紙のとおり改める。」と規定されており、原契約の仕様書を変更契約により全部改めていたが、そこには原契約の仕様書で記載されていた報告書の作成や成果品、留意事項に関する規定が記載されていなかった。

所管課の説明によると、変更契約における受託者との仕様書に関する協議において、変更箇所以外は原契約の規定が継続するものと合意していたとのことであるが、変更契約締結後の仕様書では、そのことが把握できない状況となっていた。

【措置の状況】

変更契約における仕様書の記載事項について、原契約の仕様書で記載されていた報告書の作成や成果品、留意事項に関する規定が記載されていなかった原因は、受託者との間で行った仕様書の変更に関する協議において、変更箇所以外は原契約の規定が継続するものと合意したため、仕様書の変更部分のみを記載した仕様書に改めることでよいと誤認したためです。

しかし、契約業務全体で鑑みると、原契約の仕様書における変更の対象とならなかった規定を含め記載をしておくべきであったことから、今後の変更契約においては、仕様書を改める場合、契約業務に係る規定を全て仕様書に記載することとし、同事項についてリスクチェックシートに追加しました。